

市内循環ワゴンの運行事業者の選定について

1 概要

(1) 選定方式

選定方式は、価格のみによる競争だけでなく、運行事業者によりサービス性や利便性向上などの非価格要素の提案による差異が生ずることや、多くの事業者の中から最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

(2) プロポーザル選定委員会の設置

選定に当たっては、公平性、透明性及び客観性の観点、議論をより活性化させる観点から、『ふじみ野市定時定路線型乗合交通運行事業者プロポーザル選定委員会』を設置し、次期市内循環ワゴン運行事業者を選定する。

なお、『ふじみ野市定時定路線型乗合交通運行事業者プロポーザル選定委員会設置規約』、『ふじみ野市定時定路線型乗合交通運行事業者プロポーザル選定委員会委員名簿』については、別紙のとおりとする。

(3) プロポーザル選定委員会の内容について

第一回プロポーザル選定委員会ではプロポーザルの方式、実施要領、審査基準、仕様書に関すること等（以下、実施要領等という。）を決定し、第二回プロポーザル選定委員会において運行事業者の審査、選定を実施する。

選定された運行事業者候補者からの見積徴収等を実施したうえで、次回協議会（9月開催予定）において運行事業者の決定について諮問する予定。

なお、上記に係る庶務については、本協議会事務局にて実施する。

以下では、実施要領等における主な事項について列挙する。

2 プロポーザル実施要領等で盛り込む主な項目について

(1) 事業概要

①業務名

②運行期間

→運行期間は令和5年4月から5年間と想定するが、協定契約は毎年度締結することとし、令和6年度以降については、当該協定年度の前年度までの業務実績等を考慮のうえ、毎年度協議を行い、特段の事情がない場合は、予算成立の範囲で単年度の協定を繰り返すものとする。

③提案限度額

→運行経費（運行経費見積額をもとに協議会と事業者で協議した額）から運賃収入を差し引いた金額を補助する。

(2) プロポーザル手続きに関する事項

①参加資格要件

- 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて現在事業を行っている者
- 運行開始日までに同法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受ける見込みのある者

②選定スケジュール（募集開始、提出期限、選定委員会、結果の通知など）

③企画提案書の記載内容

- 運行業務に対する実施力について（会社概要、従業員数、車種別保有車両数など）
- 運行業務に対する工夫について
- 運行の安全及び緊急対応について
 - ・運行管理体制及び運転等に従事する人員体制について
 - ・車両整備・点検の体制について
 - ・事故や災害緊急時に体制について（緊急時対応マニュアル、連絡体制、交代運転手及び予備車両の確保、事故時の損害賠償）
 - ・国土交通省による処分状況（過去 2 年間）
 - ・車内外の清掃及び新型コロナウイルス対策について
- 利用者への対応について
 - ・運転手への接遇教育体制について
 - ・利用者等からの苦情処理体制について
- 利用促進方策について
 - ・行政等との連携により実施する姿勢について
 - ・提案者が独自で実施する利便性向上の提案について（加点要素）
 - ・市内循環ワゴンの情報発信（位置情報システムなど）
 - ・現金以外の運賃收受方法（キャッシュレス決済など）
 - ・運賃収入以外の財源確保手法 等
- 価格について

（3）運行事業候補者の選定方法に関する事項

①審査方法

- 「プロポーザル選定委員会」において総合的に評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定

②選定基準（視点）

- 事業の安定性
 - ・公共交通サービスを安定して提供できるか（経営状況）
 - ・運行実績は十分であるか
- 運行業務に対する工夫について
- 安全性・緊急対応について
 - ・適切な運行計画及びダイヤ管理を行う能力があるか
 - ・適切な乗務員の教育や管理を行う能力を備えているか
 - ・運行管理や車両の整備及び清掃等を適切に行う体制が整っているか
 - ・事故発生時など緊急事態に適切に対応できるか

○利用者への利便性について

- ・利用者への独自の取組みがあるか

○価格

- ・運行経費が適切に見積もられているか

③審査結果の通知及び公表

3 プロポーザル仕様書で盛り込む主な項目について

①運行計画概要（ルート、運行日、運行時間帯、便数、運賃、運行車両等）

②車両及び付属設備

→常用車、予備車、乗り残し対策

③運行にかかる許可申請事務（事業者が実施）

④停留所（設置・移設は市が、破損した場合の修繕等維持管理は事業者）

⑤コースマップの作成・配布（市が実施）

⑥運行の報告（利用状況、運賃等収入）

⑦その他（事故の責任、苦情の対応など）

【運行計画概要】

運行方式	定時定路線型		
運行ルート 運行便数	Aコース①（川崎先回り）	…13.7km	9便
	Aコース②（下福岡先回り）	…13.7km	9便
	Bコース①（水宮先回り）	…13.0km	5便
	Bコース②（新駒林先回り）	…13.0km	5便
	Cコース①（東原先回り）	…11.8km	5便
	Cコース②（旭住宅回り）	…11.8km	6便
	Dコース①（西鶴ヶ岡先回り）	…20.0km	5便
	Dコース②（桜ヶ丘先回り）	…20.0km	4便
	Eコース	…19.9km	5便
車両	ワンボックス車両6台＋予備車両1台 定員10人（運転手＋乗客9人） 車椅子の方も乗車可能であること		
運行日	毎日（12月29日から1月3日を除く）		
運行時間	午前8時から午後7時まで		
運賃	大人200円、小人100円、障がい者割引100円（介助者100円）		

ふじみ野市市内循環ワゴン運行事業者プロポーザル選定委員会設置規約

(設置)

第1条 ふじみ野市市内循環ワゴン運行に係る事業者選定を実施するに当たり、プロポーザルの審査を厳正かつ公平に行うため、ふじみ野市市内循環ワゴン運行事業者プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) 運行事業者の選定等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、ふじみ野市地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）規約第4条に規定する委員のうち協議会が必要と認める者及び市職員をもって充てる。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(報酬等)

第6条 委員会の会議に出席した委員に対し、協議会の例により、報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 前項の額及び支給方法等については、協議会の例による。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、ふじみ野市地域公共交通活性化協議会事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 4 年〇月〇日から施行する。
(この規約の失効)
- 2 この規約は、第 2 条に定める事項に係る審議が終了した日をもって効力を失う。